(5)　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

［注一～五　略］

(6)　不要発射による電界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

［(7)～(9)　略］

(10)　第一号(7)に掲げる条件

(11)　設備の見やすい箇所に、その設備による給電は鉄道の線路から五メートル以上離れた位置においてのみ可能である旨が表示されていること。

十一　搬送ロボット用非接触電力伝送装置

(1)　利用周波数が六・七六五MHzから六・七九五MHzまでの範囲内にあること。

［(2)・(3)　略］

(4)　電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
［略］	［略］	［略］

［注　略］

(5)　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度がその設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［略］	［略］

［注一・二　略］

(5)　［同上］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

［注一～五　同上］

(6)　［同上］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

［(7)～(9)　同上］

(10)　第一号の(7)に掲げる条件

(11)　設備の見やすい箇所に、その設備による給電は鉄道のレールから五メートル以上離れた位置においてのみ可能である旨が表示されていること。

十一　［同上］

(1)　利用周波数が六・七六五MHzから六・七九五MHzまでの範囲にあること。

［(2)・(3)　同上］

(4)　［同上］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
［同上］	［同上］	［同上］

［注　同上］

(5)　［同上］

周波数帯（ＩＳＭ用周波数に係る部分を除く。）	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
［同上］	［同上］

［注一・二　同上］